

第4号様式（第5条第3項第3号）

不開示決定通知書

デD第1096号
令和6年2月13日

全国市民オンブズマン連絡会議 事務局長
新海 聡 様

横浜市長 山中 竹春



令和6年1月29日に開示請求がありました行政文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第10条第2項の規定により、次のとおりその全部を開示しないことと決定しましたので通知します。

1 開示請求に係る行政文書	インターネットサイトのアクセスログ
2 行政文書の概要	「令和6年1月22日総務局人事課が記者発表した、環境創造局事務職員（50代）停職2箇月」について、「令和5年1月～5月以外」に業務用パソコンを用いて勤務時間内外に閲覧していたインターネットサイトのアクセスログ
3 不開示とする根拠規定	横浜市の保有する情報の公開に関する条例第7条第2項第1号及び第5号並びに第8条第1項
4 根拠規定を適用する理由	(1)当該請求文書には個人の検索履歴や入力内容がありのまま残されており、開示することにより、特定の個人が識別される、もしくは個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (2)サーバ名やドメイン名などから、庁内ネットワーク構造を類推されることにより、端末の不正接続や侵入、マルウェアの混入が発生した場合の脅威が増大する恐れがあり、開示することにより、市の事務事業の適正な遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため。 (3)当該開示請求に係る行政文書は、上記不開示情報が当該行政文書の全編にわたり散在している電磁的記録であり、そのすべてを検出し、分離するプログラムを保有しておらず、不開示情報に係る部分だけを容易に区分することができないため。
5 担当課	デジタル統括本部企画調整部DX基盤課 電話 045 (671) 2015
6 備考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日から6か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

不開示決定通知書

デD第1096号
令和6年2月13日

全国市民オンブズマン連絡会議 事務局長
新海 聡 様

横浜市長 山中 竹春



令和6年1月29日に開示請求がありました行政文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第10条第2項の規定により、次のとおりその全部を開示しないことと決定しましたので通知します。

1 開示請求に係る行政文書	インターネットサイトのアクセスログ
2 行政文書の概要	令和6年1月22日総務局人事課が記者発表した、環境創造局事務職員（50代）停職2箇月について、令和5年1月～5月に勤務時間内外に閲覧していたインターネットサイトのアクセスログ
3 不開示とする根拠規定	横浜市の保有する情報の公開に関する条例第7条第2項第1号及び第5号並びに第8条第1項
4 根拠規定を適用する理由	(1)当該請求文書には個人の検索履歴や入力内容がありのまま残されており、開示することにより、特定の個人が識別される、もしくは個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (2)サーバ名やドメイン名などから、庁内ネットワーク構造を類推されることにより、端末の不正接続や侵入、マルウェアの混入が発生した場合の脅威が増大する恐れがあり、開示することにより、市の事務事業の適正な遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため。 (3)当該開示請求に係る行政文書は、上記不開示情報が当該行政文書の全編にわたり散在している電磁的記録であり、そのすべてを検出し、分離するプログラムを保有しておらず、不開示情報に係る部分だけを容易に区分することができないため。
5 担当課	デジタル統括本部企画調整部DX基盤課 電話 045 (671) 2015
6 備考	

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日から6か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。